

「ちょい得！クーポン」のサービス品を募集します！

町では、ときがわ町に「ふるさと納税」（寄附）をしていただいた方に、お礼として「ちょい得！クーポン」をプレゼントしています。この事業に賛同し、ご参加いただける地元事業者を募集します。

※クーポンは、登録事業者で提供可能な、寄附者の「ちょい得」感を誘うサービスをご登録いただけます。金額の指定はありません。また、サービスはあくまで事業者にご提供いただくもので、町から費用のお支払いをするものではありません。（平成30年度は24事業者にご協力いただきました。）

問 企画財政課 ☎65-0404

募集期間

1月28日(月)から2月15日(金)まで

登録要件

- ◆ 町内に本社または事業所を有する法人または個人
- ◆ 町税の滞納がないこと
- ◆ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の構成員ではない者

地元事業者のメリット

- ◆ 寄附者が、クーポンで紹介した町内事業所へ出向くことで、サービス品以外の商品への経済効果が期待できます。

登録方法

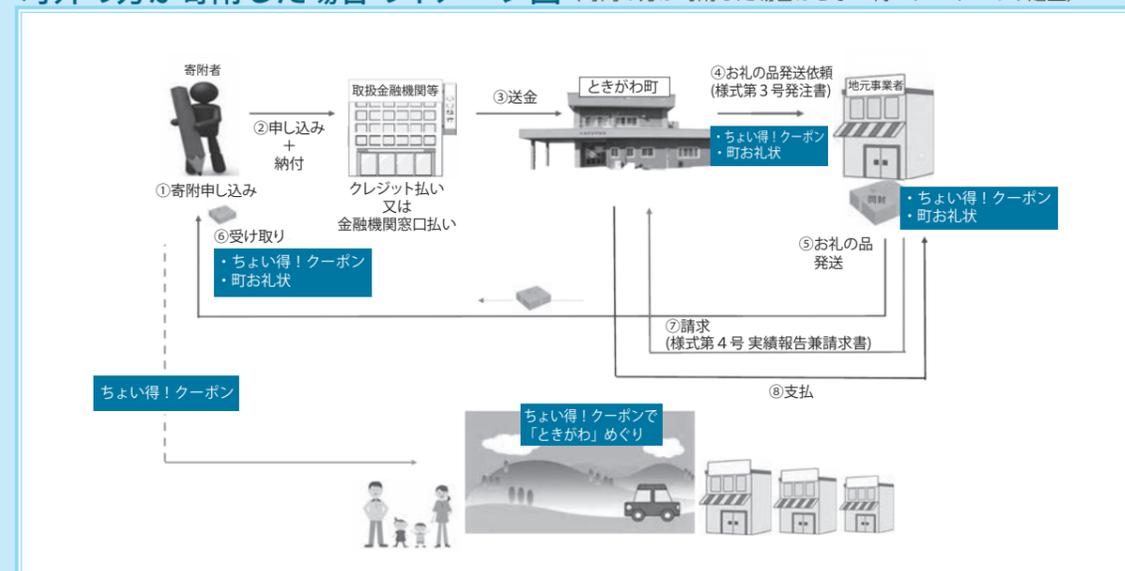
「ときがわ町ふるさと納税お礼「ちょい得！クーポン」サービス品登録申込書」に必要事項を記入し、企画財政課財政担当まで提出してください（直接持参、郵送、メールいずれも可）。

「ちょい得！クーポン」とは？

寄附者の訪町を期待し発行する、ときがわ町内の商店・事業所などで使えるクーポン券です。このクーポンを受け取った方は、クーポンに記載されている商店・事業所などでこのクーポンを渡すことにより、クーポンに記載されたサービスを受けることができます。クーポンに記載されるサービスの内容は、町内商店・事業所などよりご提供いただくサービスです。

※ときがわ町ふるさと納税お礼の品贈呈協力地元事業者参加申込書、ときがわ町ふるさと納税お礼「ちょい得！クーポン」サービス品登録申込書は、町のホームページ、企画財政課窓口でも入手いただけます。（1月28日(月)より配布予定）

町外の方が寄附した場合のイメージ図



平成31年度ときがわ町ふるさと納税「お礼の品」を募集します！

町では、ふるさと納税の推進と町内産業の活性化を図るため、町外にお住まいの方がときがわ町に1万円以上の「ふるさと納税」（寄附）をしていただいた場合、ときがわ町の特産品をプレゼントしています。（平成30年度は24事業者のご協力をいただきました。）

平成31年度「ふるさと納税」お礼の品を次のとおり募集します。この事業に賛同し、参加していただける地元事業者のご協力をお願いします。

★平成30年度の「ふるさと納税」お礼の品一覧は町ホームページからご覧いただけます。

問 企画財政課 ☎65-0404

募集期間

1月28日(月)から2月15日(金)まで

登録要件

- ◆ 町内に本社または事業所を有する法人または個人
- ◆ 町税の滞納がないこと
- ◆ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の構成員ではない者

地元事業者のメリット

- ◆ ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」、町のホームページ、ふるさと納税チラシなどを通じて、企業名、商品名、事業者が応援している町事業等がPRされます。
- ◆ 特産品発送時に自社商品パンフレット等が同封できます。

登録方法

「ときがわ町ふるさと納税お礼の品贈呈協力地元事業者参加申込書」に必要事項を記入し、写真（画像データ）、提供商品のパンフレット等を添えて、役場企画財政課財政担当まで提出してください。

「ふるさと納税」お礼の品として募集する特産品

- 本町の特産品としてPRできるもの
町内で製造、加工、採取、栽培等が行われている商品等
- +
- 市場における価格総額が税込で次の価格以上であること
①2,000円以上 ②6,000円以上 ③10,000円以上

寄附額に応じて、お礼の品を①・②・③に区分します。地元事業者の方は、希望する区分にお礼の品を1つずつ登録ができます。いずれかの区分のみに、お礼の品を登録することもできます。

※発注した「ふるさと納税」お礼の品（特産品）は、①2,000円、②6,000円、③10,000円の金額を上限にお礼の品代金として実費送料とともに、後日町から事業所へお支払いします。

